

随意契約締状況

令和3年4月分

| | 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額（税込み 単位:円） | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項（備考） |
|---|----------------|---------------------------------|------------|----------------------------|-----------------------|---|--------------|
| 1 | 自動扉年間点検保守請負契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | ナブコドア株式会社 松江市西嫁島1-5-22 | 2,156,000 | 当該機器の納入メーカーであり、信頼のおける保守管理が出来るため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 2 | 駐車料金精算装置保守契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | 株式会社大幸電設 松江市西津田9丁目3番18号 | 1,122,000 | 当該装置の代理店であり、信頼のおける保守管理ができる。また、松江市内に事務所を有し、故障時の早急な対応が可能であるため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 3 | 高層館エレベーター保守契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | 松江市御手船場1-5-22 | 9,504,000 | 当該機器の納入メーカーであり、信頼のおける保守管理が出来るため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 4 | 本館エレベーター保守契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | 松江市御手船場1-5-22 | 3,907,200 | 当該機器の納入メーカーであり、信頼のおける保守管理が出来るため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |

| | 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額（税込） み 単位:円) | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項（備考） |
|---|-------------------|---------------------------------|------------|----------------------------|----------------------------|---|--------------|
| 5 | 特殊排水処理設備保守契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | 株式会社三晃空調 松江市東本町4丁目147番地 | 2,134,000 | 当該機器の施工業者であり、メーカーとの調整により信頼のおける保守管理ができるため。 日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 6 | 吸収冷温水機年間保守契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | 株式会社三晃空調 松江市東本町4丁目147番地 | 2,640,000 | 当該保守メンテナンスは、冷温水機本体の運転状態、付属する冷却塔・ポンプ自動制御設備の総合的な整備・知識が必要となる。契約業者は当院機械設備を施工し当該設備の総合的な整備が出来る業者である。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 7 | 高圧受電設備(常用系)保安検査契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | 島根電工株式会社 松江市東本町5丁目32番地 | 1,515,800 | 本院の受電設備に精通しており、松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能のため。 日本赤十字社会計規則第36条4項及び社会計規則施行細則第35条第1号を適用。 | |
| 8 | 建物ガラス等清掃業務等 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | 北陽ビル管理株式会社 松江市片原町62番地1 | 6,600,000 | 松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能であり、当院における業務において実績があるため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規程による。 | |

| | 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額（税込） 単位:円 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項（備考） |
|----|----------------------------|---------------------------------|------------|---|-------------------------|--|--------------|
| 9 | 中央管理室（防災センター）派遣業務契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | 北陽ビル管理株式会社 松江市片原町62番地1 | 32, 102, 400 | 松江市内に事務所を有し、緊急時の対応が可能であり、当院における業務において実績があるため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 10 | 本院消防設備定期点検契約（含消火器・誘導灯点検契約） | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | ホーチキ株式会社松江営業所 松江市浜乃木2-7-22 | 2, 794, 000 | 当院の消防設備設置機器メーカーであり、病院建設当時から点検修繕を行っている。点検整備時において、データ設定変更を伴う場合があることから、総合操作盤の設置メーカーである当該業者でなければ容易に点検整備ができないため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 11 | 中央監視装置・自動制御設備保守点検契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | 日本電技株式会社広島営業所 松江市学園2-10-14 タイムプラザビル5F | 15, 840, 000 | 当該設備はアズビルカンパニー製で構成されており、この業者は県内で唯一の特約店業者である。また、リモートメンテナンス管理がこの業者がこの業者でのみ行うことができ、エネルギーの有効活用に利用が可能であるため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 12 | 気送管設備保守点検契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | 株式会社S&Sエンジニアリング大阪営業所 大阪市北区西天満4丁目11番21号 | 14, 520, 000 | 同社製の設備であり、他社では保守管理が難しく、また、保守修繕部品の調達ができない。24時間緊急対応ができる唯一の業者であるため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |

| | 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額（税込） み 単位:円) | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項（備考） |
|----|-----------------------------------|---------------------------------|------------|-------------------------------------|----------------------------|---|--------------|
| 13 | R-4冷温水発生器機 （気密・燃焼関係） 分解整備作業 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月13日 | 株式会社三晃空調 松江市東本町4丁目147 番地 | 16,137,000 | 当該設備を施工した業者であり、同社でなければ総合的な整備が出来ないため。日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 14 | ガスタービン発電装置 保守契約 | 松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200 | 令和3年4月21日 | 株式会社山陰ディーゼル商事 松江市学園1丁目16番 46号 | 1,859,000 | 専門的な知識・技術・能力による業務であり、競争に付することが不利であるため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |